

府政共生第135号
平成28年1月29日

都道府県知事
各 殿
政令指定都市市長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
(公印省略)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令及び障害を理由
とする差別の解消の推進に関する法律施行規則の公布について（通知）

政府の障害者施策の推進につきましては、平素より御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日に施行されます。

このたび、法の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成28年政令第32号。以下「施行令」という。）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則（平成28年内閣府令第2号。以下「施行規則」という。）を制定し、公布いたしました。

つきましては、施行令及び施行規則の概要は下記のとおりですので、御了知いただきますとともに、関係部局等に対し御周知の上、障害者差別の解消に向けた連携を一層深め、引き続き、法施行に向けた準備を進めていただきますようお願ひいたします。

また、都道府県知事におかれましては、都道府県教育委員会、都道府県公安委員会その他関係する執行機関に本通知を回付いただくとともに、貴管内市町村、関係機関・団体及び住民に対して施行令及び施行規則の内容を広く周知願います。政令指定都市市長におかれましては、関係する執行機関に本通知を回付いただくとともに、関係機関・団体及び住民に対して、施行令及び施行規則の内容を広く周知願います。

条文等の関係資料は、内閣府の障害者施策担当ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 施行令関係

1. 国の行政機関の範囲（第1条第1項及び第2項関係）

法第2条第4号ニ及びホの政令で定める機関は、警察庁及び検察庁とすること。

2. 独立行政法人等の範囲（第2条関係）

法第2条第5号ロの政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とすること。

3. 地方公共団体の長等が処理する事務（第3条関係）

法第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、事業者が行う事業であつて当該主務大臣が所管するものについての報告の徴収、検査、勧告その他の監督に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長等が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行うこととすること。障害を理由とする差別の解消に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げないこと。

4. 権限の委任（第4条第1項～第5項関係）

- (1) 主務大臣は、内閣府設置法第49条第1項の庁の長、国家行政組織法第3条第2項の庁の長又は警察庁長官に、法第11条及び第12条に規定する権限のうちその所掌に係るものと委任することができるものとすること。
- (2) 主務大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第49条第1項の庁の長又は国家行政組織法第3条第2項の庁の長に委任された場合にあっては、その庁の長）は、内閣府設置法第17条若しくは第53条の官房、局若しくは部の長、同法第17条第1項若しくは第62条第1項若しくは第2項の職若しくは同法第43条若しくは第57条の地方支分部局の長又は国家行政組織法第7条の官房、局若しくは部の長、同法第9条の地方支分部局の長若しくは同法第20条第1項若しくは第2項の職に、法第12条に規定する権限のうちその所掌に係るものと委任することができるものとすること。
- (3) 警察庁長官は、警察法第19条第1項の長官官房若しくは局、同条第2項の部又は同法第30条第1項の地方機関の長に、第1項の規定により委任された法第12条に規定する権限を委任することができるものとすること。

- (4) 金融庁長官は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に、第1項の規定により委任された法第12条に規定する権限を委任することができるものとすること。
- (5) 主務大臣、内閣府設置法第49条第1項の庁の長、国家行政組織法第3条第2項の庁の長又は警察庁長官は、前各項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限及び委任の効力の発生する日を公示しなければならないものとすること。

5. 施行期日（附則関係）

本施行令は、平成28年4月1日から施行すること。

第2 施行規則関係

1. 協議会の公表内容（第1項関係）

法第18条第5項の規定による公表は、障害者差別解消支援地域協議会の名称及び構成員の氏名又は名称について行うものとすること。

2. 協議会の公表方法（第2項関係）

前項の規定による公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとすること。

3. 施行期日（附則関係）

本施行規則は、平成28年4月1日から施行すること。

[参考] 内閣府 障害者施策担当ホームページ

「障害を理由とする差別の解消の推進」のページ

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

(添付資料)

- ・別添1：施行令の条文
- ・別添2：施行規則の条文

(担当)

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

参事官（障害者施策担当）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL：03-6257-1458（直通）

FAX：03-3581-0902

政令第三十二号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令

内閣は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第四号ニ及びホ並びに第五号ロ、第二十二条並びに第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第二条第四号ニ及びホの政令で定める機関）

第一条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号ニの政令で定める特別の機関は、警察庁とする。

2 法第二条第四号ホの政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

（法第二条第五号ロの政令で定める法人）

第二条 法第二条第五号ロの政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。

(地方公共団体の長等が処理する事務)

第三条 法第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、事業者が行う事業であつて当該主務大臣が所管するものについての報告の徵収、検査、勧告その他の監督に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行うこととする。ただし、障害を理由とする差別の解消に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

(権限の委任)

第四条 主務大臣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項の府の長、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項の府の長又は警察庁長官に、法第十一条及び第十二条に規定する権限のうちその所掌に係るものと委任することができる。

2 主務大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の府の長又は国家行政組織法第三条第二項の府の長に委任された場合にあつては、その府の長）は、内閣府設置法第十七条若しくは第五

十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に、法第十二条に規定する権限のうちその所掌に係るものとを委任することができる。

3 警察庁長官は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部又は同法第三十条第一項の地方機関の長に、第一項の規定により委任された法第十二条に規定する権限を委任することができる。

4 金融庁長官は、事業者の事務所又は事業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に、第一項の規定により委任された法第十二条に規定する権限を委任することができる。

5 主務大臣、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官は、前各項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限及び委任の効力の発生する日を公示しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第二条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百三十六号の二を第四百三十六号の三とし、第四百三十六号の次に次の一号を加える。

四百三十六の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）

（内閣府本府組織令の一部改正）

第三条 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中(53)を(54)とし、(47)から(52)までを(48)から(53)までとし、(46)の次に次のように加える。

(47) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進

に関すること。

(復興庁組織令の一部改正)

第四条 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表に次のように加える。

障害を理由とする差別の 解消の推進に関する法律 施行令（平成二十八年政 令第三十二号）	第四条第二項	第五十七条の地 方支分部局の長	第五十七条の地方支分部局の長、復興 庁設置法（平成二十三年法律第百二十 五号）第十二条第一項の職若しくは同 法第十七条第一項の地方機関の長
--	--------	--------------------	--

○内閣府令第二号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十八条第五項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則

- 1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十八条第五項の規定による公表は、障害者差別解消支援地域協議会の名称及び構成員の氏名又は名称について行うものとする。
- 2 前項の規定による公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附 則

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

【 地方公共団体の長等が処理する事務 】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第22条及び同法施行令(平成28年政令第32号)第3条の規定による地方公共団体の長等が処理する事務のうち、内閣府において把握しているものは次のとおりです。

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
国家公安委員会	古物営業法 第22条第1項・第2項、第23条		都府県公安委員会、北海道における道公安委員会又は方面公安委員会	古物商
古物営業法	第22条第1項・第3項、第23条		都府県公安委員会、北海道における道公安委員会又は方面公安委員会	古物市場主
古物営業法	第22条第3項		都府県公安委員会、北海道における道公安委員会又は方面公安委員会	古物競りあつせん業者
質屋営業法	第24条第1項		都府県公安委員会、北海道における道公安委員会又は方面公安委員会	質屋
警備業法	第46条、第47条、第48条		都府県公安委員会、北海道における道公安委員会又は方面公安委員会	警備業者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第25条、第26条、第37条		都府県公安委員会、北海道における道公安委員会又は方面公安委員会	風俗営業者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第39条第3項・第4項		都道府県公安委員会	都道府県風俗環境浄化協会
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第29条、第30条、第37条		都府県公安委員会、北海道における道公安委員会又は方面公安委員会	店舗型性風俗特殊営業を営む者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の4、第31条の5、第37条		都府県公安委員会、北海道における道公安委員会又は方面公安委員会	無店舗型性風俗特殊営業を営む者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の9第1項・第2項、第31条の10、第37条第1項		都府県公安委員会、北海道における道公安委員会又は方面公安委員会	映像送信型性風俗特殊営業を営む者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の14第1項、第31条の15第1項・第2項、第37条		都府県公安委員会、北海道における道公安委員会又は方面公安委員会	店舗型電話異性紹介営業を営む者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の19、第31条の20、第37条第1項		都府県公安委員会、北海道における道公安委員会又は方面公安委員会	無店舗型電話異性紹介営業を営む者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第34条、第37条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	飲食店営業者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第35条、第37条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	興行場営業を営む者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第35条の2、第37条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	特定性風俗物品販売等営業を営む者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第35条の4第1項・第2項、第37条第1項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	接客業務受託営業を営む者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律【未施行(平成28年6月23日施行)】	第31条の24、第31条の25、第37条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	特定遊興飲食店営業者
銃砲刀剣類所持等取締法	第27条の2第1項・第2項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	指定射撃場の設置者又は管理者
銃砲刀剣類所持等取締法	第27条の2第1項・第2項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	教習射撃場の設置者又は管理者
銃砲刀剣類所持等取締法	第27条の2第1項・第2項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	練習射撃場の設置者又は管理者
銃砲刀剣類所持等取締法	第27条の2第1項・第2項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	都道府県公安委員会	獣銃等保管業者
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	第32条の3	都道府県公安委員会	都道府県暴力追放運動推進センター	都道府県暴力追放運動推進センター
暴力追放運動推進センターに関する規則	第12条	都道府県公安委員会	都道府県暴力追放運動推進センター	都道府県暴力追放運動推進センター
道路交通法	第108条の31第3項・第4項	都道府県公安委員会	都道府県交通安全活動推進センター	都道府県交通安全活動推進センター
交通安全活動推進センターに関する規則	第7条、第8条	都道府県公安委員会	都道府県交通安全活動推進センター	都道府県交通安全活動推進センター
道路交通法	第51条の9、第51条の10、第51条の11第1項	都道府県公安委員会	都道府県公安委員会	都道府県公安委員会の委託を受けるために登録を受けた法人
道路交通法	第98条第3項、第98条第5項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会	都道府県公安委員会	届出自動車教習所

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
道路交通法	第98条第3項、第98条第5項、第99条の6項、第1項、第99条の7項、第100条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	指定自動車教習所	
道路交通法	第108条の8、第108条の9、第108条の11	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	指定講習機関	
道路交通法	第108条の32の2第4項で準用する第98条第3項・第5項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	認定運転免許取得者教育を行う者	
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第7条第1項、第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	自動車運転代行業者	
犯罪被害者等給付金の支給による犯罪被害者等の支援に関する法律	第23条第5項	都道府県公安委員会	犯罪被害者等早期援助団体	
自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づくもの)	第6条、第7条	都道府県公安委員会	自転車防犯登録業者	
探偵業の業務の適正化に関する法律	第13条第1項、第14条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	探偵業者	
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	第13条、第16条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	インターネット異性紹介事業者	
金融厅	第11条第1項 労働金庫法施行令	厚生労働省	都道府県知事	一の都道府県の区域を越えない区域を地図とする労働金庫及び一の都道府県の区域を越えない区域を地図とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者(その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。)

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
労働金庫法施行令	第11条の2	厚生労働省	都道府県知事	一の都道府県の区域を越えない 区域を地図とする労働金庫を所属 労働金庫と所属該当該所のため又 は事務所(当該労働金庫代理業 者(主たる営業所等が府県に所在 するものに限る。))
協同組織金融機関の優先出資に 関する法律施行令	第24条第1項	厚生労働省	都道府県知事	一の都道府県の区域を超えない 区域を地図とする労働金庫
貸金業法	第24条の6の2、第24 条の6の3、第24条の 6の4、第24条の6の 5、第24条の6の6、第 24条の6の7、第24条 の6の8、第24条の6 の9、第24条の6の 10、第24条の6の12	消費者庁	都道府県知事	貸金業者
犯罪利用預金口座等に係る資金 による被害回復分配金の支払等 に関する法律	第41条第2項	厚生労働省又は 農林水産省	都道府県知事	労働金庫等又は農業協同組合等
犯罪利用預金口座等に係る資金 による被害回復分配金の支払等 に関する法律施行令	第3条第7項	厚生労働省	都道府県知事	労働金庫等
犯罪利用預金口座等に係る資金 による被害回復分配金の支払等 に関する法律施行令	第4条第6項	農林水産省	都道府県知事	農業協同組合等
行政書士法	第4条の11第2項、第 4条の12第2項		都道府県知事	指定試験機関
行政書士法	第13条の22第1項		都道府県知事	行政書士及び行政書士法人
行政書士法	第14条		都道府県知事	行政書士
行政書士法	第14条の2第1項・第2 項		都道府県知事	行政書士法人
行政書士法	第18条の6		都道府県知事	行政書士会
放送法	第145条第2項・第4 項、第174条、第175 条		都道府県知事	小規模施設特定有線一般放送事 業者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
財務省	農水産業協同組合貯金保険法 犯罪利用預金口座等に係る資金 による被害回復分配金の支払等 に関する法律	農林水産省、金融庁 第116条第1項・第2項、第117条第1項・第2項、第118条 第35条第1項・第2項、第36条第1項・第2項	都道府県知事 金融厅、農林水産省、経済産業省 厚生労働省	農水産業協同組合(農業協同組合、漁業協同組合、水産加工組合連合会)、該金融機関又は銀行持株会社等 金融機関(農業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工組合連合会)、該金融機関等の子会社又は当該金融機関等から業務の委託を受けた者
文部科学省	金融機関等の組織再編成の促進 に関する特別措置法	金融厅	都道府県知事	認定経営基盤強化計画を提出した金融機関等(農業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、私立学校法第64条第4項の法人)
	私立学校法 学校教育法	第4条第4号 第11条、第14条、第23条の2第2項、第39条、第42条第2項 第25条、第27条、第29条第2項 第27条、第28条、第29条	都道府県知事 教育委員会 教育委員会、地方公共団体 教育委員会、地方公共団体	第4条第4号で掲げる学校法等の所轄庁である都道府県知事の認可権者である私立専修学校の設置者 私立教育関係団体、私立の公民館類似施設、法人が設置する公民館 私立図書館、私立の図書館同種施設 私立博物館、私立の博物館に相当する施設
	PTA・青少年教育団体共済法	第3条、第6条第1項・第2項・第3項、第7条、第11条、第14条 第15条、第17条、第19条、第20条、第22条第1項	教育委員会 教育委員会	共済団体

所管省庁	根拠法令	第3条第1項、第9条、第10条、第20条第2項・第3項・第4項、第21条第22条、第28条第1項、第29条、第33条、第34条、第35条、第36条第1項・第2項、第38条、第39条、第40条、第41条	共管省庁	執行機関	対象事業者
	PTA・青少年教育団体共済法施行規則	教育委員会	共済団体		
厚生労働省	構造改革特別区域法	第12条		構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長	学校設置会社
	構造改革特別区域法	第13条		構造改革特別区域法第13条第1項の認定を受けた地方公共団体の長	学校設置非當利法人
	宗教法人法	第5条		都道府県知事	宗教法人
	児童福祉法	第18条の16第1項		都道府県知事	指定試験機関
	児童福祉法	第21条の3第1項		都道府県知事	指定療育機関
	児童福祉法	第21条の5の21、第21条の50の22		都道府県知事又は市町村長	指定障害児通所支援事業者
	児童福祉法	第24条の15、第24条の16		都道府県知事	指定障害児入所施設
	児童福祉法	第24条の34、第24条の25		市町村長	指定障害児相談支援事業者
	児童福祉法	第30条の2		都道府県知事、指定都市市長、中核市市長	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童福祉施設の長
	児童福祉法	第34条の5		都道府県知事	障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業
	児童福祉法	第34条の6		都道府県知事	児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業を行う者
	児童福祉法	第34条の8の3第1項		市町村長	放課後児童健全育成事業者
	児童福祉法	第34条の14		都道府県知事	一時預かり事業を行う者
	児童福祉法	第34条の17		市町村長	家庭的保育事業を行う者
	児童福祉法	第34条の18の2		都道府県知事	病児保育事業を行う者
	児童福祉法	第35条第4項		都道府県知事、指定都市市長、児童相談所設置市長	国、都道府県、市町村以外の者
	児童福祉法	第46条第1項		都道府県知事	児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長
	児童福祉法	第46条第3項・第4項		都道府県知事	児童福祉施設の設置者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
児童福祉法	第47条第1項	都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、児童相談所設置市市長	児童福祉施設の長	児童福祉施設の長
児童福祉法	第56条の3	都道府県及び市町村	児童福祉施設の設置者	児童福祉施設の設置者
児童福祉法	第58条	都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、児童相談所設置市市長	児童福祉施設	児童福祉施設
児童福祉法	第59条第3項・第5項	都道府県知事、指定都市市長、児童相談所設置市市長	児童福祉施設の設置者	児童福祉施設の設置者
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第48条、第49条	都道府県知事又は市町村長	指定障害福祉サービス事業者、支援施設等	指定障害福祉サービス事業者、支援施設等
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の27、第51条の28	都道府県知事又は市町村長	指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者	指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第81条	都道府県知事	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業若しくは移動支援事業を行なうセンター若しくは福祉ホームの設置者	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業若しくは地域活動支援センター若しくは福祉ホームの設置者
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第85条	都道府県知事	市町村が設置した障害者支援施設	市町村が設置した障害者支援施設
身体障害者福祉法	第39条	都道府県知事	身体障害者生活訓練等事業	身体障害者生活訓練等事業
発達障害者支援法	第16条	都道府県知事	発達障害者支援センター	発達障害者支援センター
老人福祉法	第18条第1項、第18条の2第2項	都道府県知事	老人居宅生活支援施設若しくは老人介護支援センターの設置者	老人居宅生活支援施設若しくは老人介護支援センターの設置者
老人福祉法	第18条第2項	都道府県知事	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護老人ホームの長	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護老人ホームの長
老人福祉法	第18条の2第1項	都道府県知事	認知症対応型老人共同生活援助事業を行なう者	認知症対応型老人共同生活援助事業を行なう者
老人福祉法	第19条第1項	都道府県知事	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者
老人福祉法	第29条第9項	都道府県知事	有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者	有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者
老人福祉法	第29条第11項	都道府県知事	有料老人ホームの設置者	有料老人ホームの設置者
老人福祉法	附則第7条第1項	都道府県知事	中核市の長	中核市の長
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第24条第1項	国土交通省	登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活性支援サークルの提供を委託された者	登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活性支援サークルの提供を委託された者

所管省庁	根拠法令	対象事業者
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第35条、第36条 国土交通省	都道府県知事 執行機関 指定登録機関
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第66条、第68条 国土交通省	都道府県知事 認可事業者
介護保険法	第24条第1項 第42条第4項	都道府県知事 居宅サービス等を行った者又はこれ を使用する者 居宅サービス若しくはこれに相当 するサービスを担当する者若しく は担当した者
介護保険法	第42条の3第3項 第45条第8項、第57 条第8項	市町村長 地域密着型サービス若しくはこれ に相当するサービスを担当する者 若しくは担当した者
介護保険法	第47条第4項 第49条第3項	市町村長 住宅改修を行う者若しくは住宅改 修を行った者
介護保険法	第54条第4項 第54条の3第3項 第59条第4項	市町村長 居宅介護支援若しくはこれに相当 するサービスを担当する者若しく は担当した者
介護保険法	第69条の22第2項 第69条の30第1項	市町村長 介護予防サービス若しくはこれに 相当するサービスを担当する者若しく は担当した者
介護保険法	第69条の38第2項 第76条第1項	都道府県知事 登録試験問題作成機関 登録試験実施機関 登録を行っている介護支援専門 員又は当該都道府県の区域内で その業務を行なう介護支援専門 員
介護保険法	第76条の2第1項・第3 項	都道府県知事 指定居宅サービス事業者 指定居宅サービス事業者 の従業者であつた者 指定居宅サービス事業者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
介護保険法	第78条の7第1項	市町村長	市町村長	指定地域密着型サービス事業者 若しくは指定地域密着型サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者
介護保険法	第78条の9第1項・第3項	市町村長	市町村長	指定地域密着型サービス事業者 若しくは指定地域密着型サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者
介護保険法	第83条第1項	都道府県知事	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者 若しくは指定居宅介護支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者
介護保険法	第83条の2第1項・第3項	都道府県知事	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者 若しくは指定居宅介護支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者
介護保険法	第90条第1項	都道府県知事	都道府県知事	指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその他の従業者であつた者
介護保険法	第91条の2第1項・第3項	都道府県知事	都道府県知事	指定介護老人福祉施設 介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他との従業者
介護保険法	第100条第1項	都道府県知事	都道府県知事	介護老人保健施設 介護老人保健施設の開設者若しくは指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者
介護保険法	第101条、第102条、第103条第1項・第3項	都道府県知事	都道府県知事	介護老人保健施設 介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者
介護保険法	第115条の7第1項	都道府県知事、市町村長	都道府県知事、市町村長	指定介護予防サービス事業者 指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者
介護保険法	第115条の8第1項・第3項	都道府県知事	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者 指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者
介護保険法	第115条の17第1項	市町村長	市町村長	指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者
介護保険法	第115条の18第1項・第3項	市町村長	市町村長	指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者
介護保険法	第115条の27第1項	市町村長	市町村長	指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
介護保険法	第115条の28第1項・第3項	市町村長	指定介護予防支援事業者	
介護保険法	第115条の35第4項	都道府県知事	介護サービス事業者	
介護保険法	第115条の40第1項	都道府県知事	指定調査機関	
介護保険法	第115条の45の7第1項	市町村長	指定事業者若しくは当該第115条の45の3第1項の指定に係る事業所の従業者であつた者	
介護保険法	第115条の45の8第1項・第3項	市町村長	指定事業者	
介護保険法	第172条第1項	都道府県知事	支払基金又は第161条の規定による委託を受けた者	
介護保険法	第197条第4項	都道府県知事	医療保険者	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第1項	都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者、医療機器の修理業者、第18条第3項、第23条の2の2第15第3項、第23条の35第3項、第68条の5第4項、第68条の7第6項若しくは第68条の22第6項の委託を受けた者又は第80条の6第1項の登録を受けた者	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第2項	都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは特定保守管理医療機器を除く。)の販売業者若しくは管理機器を除く。)の販売業者若しくは販賣又は営業所の所在地位が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	薬局開設者、医薬品の販売業者、医薬品の販売業者、第39条第1項若しくは第39条第1項の医療機器の販売業者若しくは第1項の医療機器の販売業者若しくは販賣業者又は再生医療等製品の販売業者	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第3項	都道府県知事	薬局開設者	

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長	都道府県知事	局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品、医療部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療業者、製造業者若しくは販売業者、医療機器の販売業者、医薬品若しくは再生医療業者、製造業者若しくは販売業者、医薬機器若しくは再生医療業者、医薬部外品、化粧品、医療機器等製品を業務上取り扱う者又は第18条第3項、第23条の2の15第3項、第23条の35第3項、第68条の5第4項、第68条の7第6項若しくは第68条の22第6項の委託を受けた者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	都道府県知事	登録認証機関	都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理機器を除く。)の販売業若しくは医薬品、医療部外品、化粧品、医療機器又は再生医療業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	都道府県知事	都道府県知事、保健所を設置する市又は特別区の区域にあつては、市長又は区長。	都道府県知事、保健所を設置する市又は特別区の区長
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	都道府県知事	都道府県知事	医薬品(体外診断用医薬品を除く。)、医薬部外品、化粧品若しくは再生医療業者又は医療機器の修理業者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条第4項、第72条の4第1項・第2項	都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは管轄又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域内にある場合は、市長又は区長。)	薬局開設者、医薬品の販売業者、第39条第1項若しくは第39条第1項の医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の2第1項	都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは管轄又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域内にある場合は、市長又は区長。)	薬局開設者又は店舗販売業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の2第2項	都道府県知事	配置販売業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の3	都道府県知事	薬局開設者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の5第1項		第68条の規定に違反した者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第72条の5第2項	都道府県知事(薬局、店舗販売業 又は高度管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは管轄又は営業に當る市又は特別区の区域に設置する場合においては、市長又は区長。)	都道府県知事(薬局、店舗販売業 又は高度管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは管轄又は営業に當る市又は特別区の区域に設置する場合においては、市長又は区長。)	特定電気通信役務提供者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第73条	都道府県知事(薬局、店舗販売業 又は高度管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは管轄又は営業に當る市又は特別区の区域に設置する場合においては、市長又は区長。)	都道府県知事(薬局、店舗販売業 又は高度管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは管轄又は営業に當る市又は特別区の区域に設置する場合においては、市長又は区長。)	薬局の管理者又は店舗管理者、区域管理者、医療機器の販売業若しくは貸与業の管理者若しくは再生医療等製品営業所管理者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第74条	都道府県知事	配置販売業	
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第75条第2項	都道府県知事	医薬品、医療部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の診断用医薬品を除く。)、医薬部外品、化粧品若しくは再生医療機器の修理業者	
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第75条の2第2項	都道府県知事	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者	指定薬物若しくはその疑いがある物品若しくは指定薬物と同様に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは指定薬物若しくはこれらの人間を製造し、輸入し、販売し、授与し、貯蔵し、陳列し、若しくは広告した者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第76条の8	都道府県知事		

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	毒物及び劇物取締法 第15条の3	都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	都道府県知事(毒物の販売業者又は特定毒物研究者)	毒物劇物営業者又は特定毒物研究者
	毒物及び劇物取締法 第17条第1項	都道府県知事	都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者
	毒物及び劇物取締法 第17条第2項	都道府県知事(毒物の店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	毒物又は劇物の販売業者又は特定毒物研究者
	毒物及び劇物取締法 第19条第1項	都道府県知事(販売業の店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	都道府県知事(販売業の店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	販売業の登録を受けている者
	麻薬及び向精神薬取締法 第50条の38第1項	都道府県知事	都道府県知事	麻薬取扱者、向精神薬取扱者その他との關係者
	麻薬及び向精神薬取締法 第50条の38第2項	都道府県知事	都道府県知事	麻薬等原料営業者その他との關係者
	麻薬及び向精神薬取締法 第50条の39	都道府県知事	都道府県知事	向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、病院等の開設者又は都道府県知事の登録に係る向精神薬試験施設設置者
	麻薬及び向精神薬取締法 第50条の40、第51条第2項	都道府県知事	都道府県知事	向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者
	麻薬及び向精神薬取締法 第50条の41	都道府県知事	都道府県知事	向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者が置く向精神薬取扱責任者
	麻薬及び向精神薬取締法 第51条第1項	都道府県知事	都道府県知事	麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者
	麻薬及び向精神薬取締法 第51条第3項	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事の登録に係る向精神薬試験施設設置者
	大麻取締法 第18条	都道府県知事	都道府県知事	大麻取扱者
	大麻取締法 第21条第1項	都道府県知事	都道府県知事	大麻取扱者その他との關係者
	あへん法 第44条第2項	都道府県知事	都道府県知事	けし栽培者、麻薬研究者その他との關係者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
厚生省	覚せい剤取締法 第31条	都道府県知事	都道府県知事	覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者若しくは管理者若しくは覚せい剤研究者又は第30条の7(所持の禁止)第1号から第7号までに規定する者(病院又は診療所にあつてはその管理者を、飼育動物診療施設にあつてはその獣医師管理者を含む。)その他の関係者
	安全な血液製剤の安定供給等に関する法律 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	都道府県知事 第23条第1項 第6条第2項	都道府県知事 都道府県特別区にあつては、市長 又は区長とする。 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長 又は区長とする。)	採血事業者 当該家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者
	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	都道府県知事 第7条第2項 第41条第1項	都道府県知事 都道府県特別区にあつては、市長 又は区長とする。	家庭用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者
	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	都道府県知事 第43条の2(第45条で準用する場合を含む)、第43条の3第1項(第45条で準用する場合を含む)	都道府県知事	シルバーハウスセンター、シルバー人材センター連合
	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	都道府県知事 第44条第1項	都道府県知事	シルバーハウスセンター連合
	母子及び父子並びに寡婦福祉法 母子保健法	都道府県知事 第22条第1項、第23条、第31条の7第4項、第33条第5項 第20条第7項	都道府県知事	母子家庭日常生活支援事業を行う者、父子家庭日常生活支援事業を行う者、寡婦日常生活支援事業を行う者
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 職業能力開発促進法 職業能力開発促進法 職業能力開発促進法 国民健康保険法	警察庁 都道府県公安委員会 都道府県知事 都道府県知事 都道府県知事 都道府県知事 都道府県知事	指定養育医療機関 特定病原体等所有者、三種病原体等を輸入した者、四種病原体等を輸入した者、一種滅菌義務者及び二種滅菌義務者 職業訓練法人監事 職業訓練法人 認定職業訓練を実施する事業者 保険医及び保険薬剤師	

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
国民健康保険法	第45条の2第1項	都道府県知事	都道府県	医療機関若しくは保険医療機関等の解説者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者
国民健康保険法	第54条の2の2	都道府県知事	都道府県	指定訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者
国民健康保険法	第54条の2の3第1項	都道府県知事	都道府県	指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者である事業所の看護師その他従業者であつた者
国民健康保険法	第106条第1項	都道府県知事	都道府県	指定訪問看護事業者又は連合会
国民健康保険法	第108条第1項・第2項・第3項・第4項	都道府県知事	都道府県	組合若しくは連合会又はその役員
高齢者の医療の確保に関する法律	第66条第1項、第72条第1項	都道府県知事	都道府県	保険医療機関又は保険薬局
高齢者の医療の確保に関する法律	第80条、第81条第1項	都道府県知事	都道府県	指定訪問看護事業者
高齢者の医療の確保に関する法律	第152条第1項	都道府県知事	都道府県	社会保険診療報酬支払基金
高齢者の医療の確保に関する法律	第162条	都道府県知事	都道府県	国民健康保険団体連合会
社会福祉法	第56条、第57条、第58条	都道府県知事又は市長	都道府県	社会福祉法人
社会福祉法	第70条、第71条、第72条	都道府県知事	都道府県	社会福祉事業を経営する者
社会福祉法	第91条	都道府県	都道府県	都道府県センター
社会福祉法	第97条、第98条	都道府県知事	都道府県	共同募金会
社会福祉法施行令	第121条	都道府県知事	都道府県	指定養成機関等
社会福祉士及び介護福祉士法	第8条、第9条	都道府県知事	都道府県	登録喫煙吸引等事業者
社会福祉士及び介護福祉士法	第48条の9	都道府県知事	都道府県	登録研修機関
社会福祉士及び介護福祉士法	附則第14条、附則第15条、附則第16条	都道府県知事	都道府県	特定行為業務を行おうとする者
社会福祉士及び介護福祉士法施行令	附則第20条第2項	都道府県知事	都道府県	指定養成施設等
社会福祉施設職員等退職手当共済法	第6条、第7条	都道府県知事	都道府県	経営者
	第23条第1項			

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	消費生活協同組合法 第93条、第93条の2、 第94条の3、第94条、 第95条の2、第96条、 第95条の2、第96条	主たる事務所の所在地を管轄す る都道府県知事(地域又は職域が 地方厚生局の管轄区域を超えた 場合)	消費生活協同組合	
	生活困窮者自立支援法 第15条第2項	都道府県等	認定生活困窮者就労訓練事業を 行う者または認定生活困窮者就 労訓練事業を行っていた者	
生活保護法	第43条第1項、第46 条第3項	都道府県知事	保護施設	
生活保護法	第44条第1項	都道府県知事	保護施設の管理者	
生活保護法	第45条第1項	都道府県知事	地方独立行政法人	
生活保護法	第45条第2項	都道府県知事	社会福祉法人又は日本赤十字社	
生活保護法	第51条第2項	都道府県知事	都道府県知事の指定した医療機 構	
生活保護法	第54条第1項	都道府県知事	指定医療機関等	
生活保護法	第54条の2第4項	都道府県知事	指定介護機関等	
生活保護法	第55条第2項	都道府県知事	指定助産機関等	
生活保護法	第74条第2項、第79 条	都道府県知事	生活保護法第74条第1項の規定 により補助を受けた保護施設	
生活保護法	第74条の2	地方公共団体の長	保護施設	
医療法	第25条	都道府県知事、保健所を設置する 市の市長又は特別区の区長	病院、診療所若しくは助産所の開 設者若しくは管理者	
医療法	第63条、第64条	都道府県知事	医療法人	
あん摩マッサージ指圧師、[はり] きゅう師等に関する法律 あん摩マッサージ指圧師、[はり] 師、きゅう師等に関する法律施行 令	第10条 第5条	都道府県知事	施術者、施術所の開設者、施術所 はり師の養成施設、きゅう師及びきゅう師の 養成施設又は[はり]師及びきゅう師の 養成施設	
柔道整復師法	第21条	都道府県知事	施術所の開設者、柔道整復師、施 術所	
柔道整復師法施行令 保健師助産師看護師法施行令 看護師等の材質確保の促進に關 する法律	第6条 第15条 第18条	都道府県知事	柔道整復師養成施設	
診療放射線技師法施行令 臨床検査技師等に関する法律施 行令	第11条 第14条	都道府県知事	看護師等養成所	
理学療法士及び作業療法士法施 行令 視能訓練士法施行令 言語聴覚士法養成所指定規則	第13条 第14条 第6条	都道府県知事 都道府県知事 都道府県知事	都道府県ナースセンター 診療放射線技師養成所 臨床検査技師養成所 理学療法士養成施設、作業療法 士養成施設 視能訓練士養成所 言語聴覚士養成所	

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
厚生労働省	臨床工学校養成所指定規則	第6条	都道府県知事	臨床工学校養成所
義肢装具士学校養成所指定規則	第6条	都道府県知事	義肢装具士養成所	義肢装具士養成所
歯科衛生士法施行令	第6条	都道府県知事	歯科衛生士養成所	歯科衛生士養成所
歯科技工士法施行令	第13条	都道府県知事	歯科技工士養成所	歯科技工士養成所
水道法	第46条	都道府県知事	水道事業者、水道用水供給事業	水道事業者、水道用水供給事業
水道法	第25条の10、第25条の11	水道事業者(原則市町村経営)	指定給水装置工事事業者	指定給水装置工事事業者
旅館業法	第7条第1項	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	當業者その他の関係者	當業者その他の関係者
旅館業法	第8条	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	當業者又はその代理人、使用人	當業者又はその代理人、使用人
興行場法	第5条第1項	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	当業者その他の従業者	当業者その他の従業者
興行場法	第6条	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	當業者その他の関係者	當業者その他の関係者
美容師法	第14条、第15条	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	當業者	當業者
理容師法	第13条、第14条	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	美容所の開設者	美容所の開設者
クリーニング業法	第5条の2、第10条、第10条の2、第11条	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	當業者	當業者
公衆浴場法	第6条第1項	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	當業者その他の関係者	當業者その他の関係者
公衆浴場法	第7条第1項	都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	當業者	當業者
農林水産省	農薬取締法 第13条第1項・第3項、第14条第1項・第4項	都道府県知事	農薬販売者等	農薬販売者等
	肥料取締法 第29条第1項、第30条第1項、第31条第2項・第3項	都道府県知事	肥料の生産業者、輸入業者等	肥料の生産業者、輸入業者等
	肥料取締法 第29条第3項、第31条第2項・第3項	都道府県知事	肥料の販売業者等	肥料の販売業者等
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第1項、第71条第3項、第31条第2項・第3項	厚生労働省	医薬品等の製造販売業者等	医薬品等の製造販売業者等
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第4項	厚生労働省	医薬品等の販売業者等	医薬品等の販売業者等

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第70条	厚生労働省	都道府県知事	医薬品等を業務上取り扱う事業者
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条第3項	厚生労働省	都道府県知事	医薬品等の製造業者等
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の5	厚生労働省	都道府県知事	第68条の規定に違反した者
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	第33条第1項、第55条第1項、第56条第1項	厚生労働省	都道府県知事	飼料又は飼料添加物の販売業者等
獣医療法	第8条	都道府県知事	開設者、管理者、往診診療者	品質表示基準が定められた農林物資の製造業者等(表示に関する指示・命令の権限については、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が二つの都道府県の区域内のみにあるものに限る。)
農林物資の規格化等に関する法律	第19条の14第1項・第3項、第19条の1402、第20条第3項、第21条の2第1項・第2項	消費者庁	都道府県知事	米穀事業者等(勧告・命令の権限については、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)
米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律	第9条第1項、第10条第1項	消費者庁	都道府県知事	農業信用基金協会
農業信用保険法	第72条第5項	金融庁	行政庁	都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会及び都道府県農業協同組合組合中央会
農業協同組合法	第93条第1項、第94条第1項、第94条第2項、第95条第1項、第95条第2項	金融庁	行政庁	都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会の子会社等、信用事業受託者及び共済代理店
農業協同組合法	第93条第2項、第94条第5項	金融庁	行政庁	都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会
農業協同組合法	第94条第3項、第97条	金融庁	行政庁	都道府県農業協同組合中央会
農業災害補償法	第94条の2第5項	行政庁	行政庁	農業共済組合
森林組合法	第119条第2項	都道府県知事	都道府県の区域を地区とする森林組合連合会	

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
国土交通省	水産業協同組合法	金融厅、国土交通省	都道府県知事	水産業協同組合
	中小漁業融資保証法	金融厅	都道府県知事	漁業信用基金協会
	建築士法	第84条第6項 第10条等	都道府県知事	二級建築士等
	道路運送法施行令	第4条第1項、第6条 第2項	(権限委譲を希望する)指定都道府県又は指定市町村の長	自家用有償旅客運送者
	自動車運転や行業の業務の適正化に関する法律施行令	第7条第1項	都道府県知事	自動車運転代行業者
	道路運送法施行令	第3条第1項、第6条 第1項	都道府県知事	自動車道事業者
	旅行業法施行令	第5条第1項	都道府県知事	旅行業者、登録研修機関、旅行業協会、法第25条の団体
	国際観光ホテル整備法	第44条第1項・第2項・ 第3項・第4項	都道府県知事	登録ホテル事業者
	通訳案内士法	第34条	都道府県知事	通訳案内士
	外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律	第20条第1項	都道府県知事	通訳案内士
沖縄振興特別措置法	沖縄振興特別措置法	第14条第8項	都道府県知事	通訳案内士
	福島復興再生特別措置法	第63条第8項	都道府県知事	通訳案内士
	小笠原諸島振興開発特別措置法	第17条第8項	都道府県知事	通訳案内士
	奄美群島振興開発特別措置法	第17条第9項	都道府県知事	通訳案内士
	中心市街地の活性化に関する法	第36条第9項	都道府県知事	通訳案内士
	構造改革特別区域法	第19条の2第9項	都道府県知事	通訳案内士
	建設業法	第19条の5	都道府県知事	建設業者と請負契約を締結した発注者
	建設業法	第27条の26、第28条、第29条、第29条の4、第31条	都道府県知事	建設業者
	建設業法	第27条の38	都道府県知事	建設業者団体
	浄化槽法	第41条 第7条の2、第12条の2	都道府県知事	建設業者及び建設業者団体
環境省	浄化槽法	環境省	都道府県知事	浄化槽管理者
	浄化槽法	第12条	環境省	浄化槽管理者が受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理者又は技術管理者
環境省	浄化槽法	第32条	環境省	浄化槽事業者
	浄化槽法			

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
建設工事に係る法律等に関する法律	建設工事に係る資材の再資源化 第14条、第43条	環境省	都道府県知事	建設工事受注者及び自主施工者
建設工事に係る法律等に関する法律	建設工事に係る資材の再資源化 第19条、第20条	環境省	都道府県知事	建設工事受注者
建設工事に係る法律等に関する法律	建設工事に係る資材の再資源化 第37条	環境省	都道府県知事	解体工事業者
建設工事に係る法律等に関する法律	建設工事に係る資材の再資源化 第41条	環境省	都道府県知事	建設工事の発注者
建設工事に係る法律等に関する法律	建設工事に係る資材の再資源化 第42条	環境省	都道府県知事	建設工事の発注者、自主施工者及び建設工事受注者
不動産の鑑定評価に関する法律	第45条第1項、第46条	都道府県知事		不動産鑑定業者
不動産特定共同事業法	第34条第1項・第2項、第35条第1項・第37条第1項・第2項、第36条、第38条第1項・第2項、第39条、第40条第1項	金融厅	都道府県知事	不動産特定共同事業者
宅地建物取引業法	第65条第1項・第2項・第3項・第4項、第66条第1項・第2項、第67条第1項・第2項、第69条第1項・第2項、第70条第1項・第3項・第4項、第71条、第72条第1項・第3項	都道府県知事		宅地建物取引業者
積立式宅地建物取引業法	第42条第1項、第43条第1項・第3項、第44条第1項・第2項、第45条第1項、第46条第1項・第2項、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条	都道府県知事		宅地建物取引業者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の2、第7条の3、第7条の4	市町村長		一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条	都道府県知事		一般廃棄物処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場を設置しようとする者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条の2の2、第9条第2の2、第9条の2の2	都道府県知事		第8条第1項の許可を受けた者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の3	都道府県知事	都道府県知事	許可を取り消された第8条第1項の許可を受けた者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の4	都道府県知事	都道府県知事	第8条第1項の許可を受けた者であつて熱回収の機能を有するものを設置している者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の5、第9条の7	都道府県知事	都道府県知事	第8条第1項の許可を受けている者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の5第8項	都道府県知事	都道府県知事	第8条第1項の許可を受けている者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の6	都道府県知事	都道府県知事	情報処理センター(法第12条の5第1項)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の2第1項・第3項において読み替えて準用する第7条の2第3項・第4項	都道府県知事	都道府県知事	法第12条の3第1項に規定する運搬受託者又は処分受託者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の3の2	都道府県知事	都道府県知事	産業廃棄物收集運搬業者、産業廃棄物処分業者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の5第1項・第3項において読み替えて準用する第7条の2第3項・第4項	都道府県知事	都道府県知事	特別管理産業廃棄物收集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条第1項	都道府県知事	都道府県知事	産業廃棄物処理施設を設置しようとする者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2第1項・第15条の2の6第1項・第3項において読み替えて準用する第9条第3項・第4項	都道府県知事	都道府県知事	産業廃棄物処理施設の設置者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の7、第15条の3第6項	都道府県知事	都道府県知事	許可を取り消された産業廃棄物処理施設の設置者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の4において読み替えて準用する第9条第5項・第4項・第5項・第6項	都道府県知事	都道府県知事	産業廃棄物処理施設であつて熱回収の機能を有するものを設置している者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3の2第2項	都道府県知事	都道府県知事	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3第1項・第5項	都道府県知事	都道府県知事	

所管省庁	根拠法令 法律	廃棄物の處理及び清掃に関する 法律	第15条の16	共管省庁	執行機関	対象事業者
廃棄物の處理及び清掃に関する法律	廃棄物の處理及び清掃に関する法律	廃棄物の處理及び清掃に関する法律	第18条第1項、第19条第1項	都道府県知事	都道府県知事	廃棄物処理センター
廃棄物の處理及び清掃に関する法律	廃棄物の處理及び清掃に関する法律	廃棄物の處理及び清掃に関する法律	第18条第1項、第19条第1項	市町村長	市町村長	一般廃棄物等の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者
廃棄物の處理及び清掃に関する法律	廃棄物の處理及び清掃に関する法律	廃棄物の處理及び清掃に関する法律	第18条第1項、第19条第1項	都道府県知事	都道府県知事	産業廃棄物等の収集、運搬又は処分を業とする者、産業廃棄物処理施設の設置者
廃棄物の處理及び清掃に関する法律	廃棄物の處理及び清掃に関する法律	廃棄物の處理及び清掃に関する法律	第19条の3	市町村長	市町村長	一般廃棄物收集運搬業者、一般廃棄物処分業者、一般廃棄物收集運搬業者、産業廃棄物收集運搬業者、産業廃棄物処分業者、一般廃棄物收集運搬業者、産業廃棄物收集運搬業者、産業廃棄物処分業者
廃棄物の處理及び清掃に関する法律	廃棄物の處理及び清掃に関する法律	廃棄物の處理及び清掃に関する法律	第19条の4	都道府県知事	都道府県知事	一般廃棄物処理基準又は保管基準(特別保管基準又は保管基準)に適合しない一般廃棄物の保管、収集、運搬又は処分を行つた者
廃棄物の處理及び清掃に関する法律	廃棄物の處理及び清掃に関する法律	廃棄物の處理及び清掃に関する法律	第19条の5	市町村長	市町村長	産業廃棄物処理基準又は保管基準(特別保管基準又は保管基準)に適合しない一般廃棄物の保管、収集、運搬又は処分を行つた者
廃棄物の處理及び清掃に関する法律	廃棄物の處理及び清掃に関する法律	廃棄物の處理及び清掃に関する法律	第21条の2	都道府県知事	都道府県知事	一般発業物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者
浄化槽法	浄化槽法	浄化槽法	第12条第1項	都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長する。)	都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長する。)	浄化槽の保守点検をする者、浄化槽管理者
浄化槽法	浄化槽法	浄化槽法	第41条第1項	市町村長	市町村長(保健所を除く。)	浄化槽清掃業者
浄化槽法	動物の愛護及び管理に関する法律	動物の愛護及び管理に関する法律	第48条第4項	国土交通省	当該行政庁	浄化槽の保守点検をする者、浄化槽の保守点検をする者、浄化槽管理者
			第53条第1項・第2項	都道府県知事、政令指定都市の都道府県知事	都道府県知事、政令指定都市の都道府県知事	動物の取扱業を営もうとする者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	動物の愛護及び管理に関する法律	第13条第1項・第3項・第4項・第2項(以下「第10条第2項・第3項・第11条、第12条」)によつて準用する第10条第2項・第3項・第4項によつて準用する第11条、第12条	都道府県知事、政令指定都市の都道府県知事長	第10条第1項の登録の更新を受ける者
	動物の愛護及び管理に関する法律	第14条第1項・第2項・第3項・第4項(以下「第11条、第12条」)によつて準用する第11条、第12条	都道府県知事、政令指定都市の都道府県知事長	第一種動物取扱業者
	動物の愛護及び管理に関する法律	第16条、第17条 第19条第1項・第2項 第12条第2項 第21条、第23条第1項・第2項、第24条	都道府県知事	犬猫等販売業者
	動物の愛護及び管理に関する法律	第22条の6第2項・第3項	都道府県知事	第23条第1項及び第2項の規定による勧告を受けた者
	動物の愛護及び管理に関する法律	第23条第3項	都道府県知事	動物の取扱い施設を設置して動物の取扱業を行おうとする者
	動物の愛護及び管理に関する法律	第24条の2	都道府県知事	第24条の2の規定による届出をした者(第二種動物取扱業者)
	動物の愛護及び管理に関する法律	第24条の3	都道府県知事	第二種動物取扱業者
	動物の愛護及び管理に関する法律	第24条の4において読み替えて準用する第16条第1項(第5号に係る部分を除く。)、第21条、第23条(第2項を除く。)	都道府県知事	第二種動物取扱業者の都道府県知事長

各主務大臣における対応指針の周知実績(平成28年1月時点)

※1年については特段の記載がなければ平成27年

	(1) 事務連絡・通知等 発出手年月日		対象	(2) 説明会等 開催年月日		内容 説明会等 内容
	名 称	内閣府		名 称	開催年月日	
内閣府					平成28年 1月27日	子ども・子育て支援新制度 都道府県等 制度についての行政 説明の中で、差別解消法に係る対応につ いても説明
金融庁	10月30日 について(専判文書提出) 消費者差別解消法の推進に関する対応指針に 金銭庁所管の業界団体等 (66団体)					
消費者庁	平成28年 1月15日 とする差別の解消の推進に関する対応指針 について((事務連絡))		通常消費者団体(13団体)			
復興庁	11月11日 「ル」		様式会社東日本大震災事業者再生 支援機構			
	11月18日 見募集の結果と最終版の周知(メール)		日本放送協会 日本民間放送連盟 衛星放送協会 日本ケーブルテレビ連盟			
	12月1日 経済省の対応指針(告示)と障害者差別解消 法概要について(メール)		電気通信事業者協会 日本インターホットプロバイダー協会 テレコムサービス協会			
総務省	平成28年 1月14日 障害者差別解消法に基づく対応指針等の周 知について(メール)		日本コミュニケーション放送協会			
	平成28年 1月14日 「事務連絡】総務省所管事業分野における障 害を理由とする差別の解消の推進に関する 対応指針の制定について(通知)		日本郵便株式会社			
	平成28年 1月14日 「事務連絡】障害者差別解消法に基づく対応 指針の周知について(通知)		信書便事業者協会			
	11月30日 「法務省所管事業(環境管理回収業・認証粉 差別の解消の推進に関する対応指針)の制 定について(通知)		一般社団法人全国サービス協会 債権回収会社66社			
	11月30日 「法務省所管事業(環境管理回収業・認証粉 差別の解消の推進に関する対応指針)につ いて(通知)		債権紛争解決事業者 認証紛争解决事業者			
	11月30日 「障害者差別解消法に関する対応指針」につ いて(情報提供)(メールによる事務連絡)		日本公認人連合会			
(公認人等)	平成28年 1月19日 「法務省所管事業(公証人・司法書士・土地 屋調査士)分野における障害を理由とする差 別の解消の推進に関する対応指針」について 日本司法書士会連合会及び日本本土 地家屋調査士会連合会					
	平成28年 1月22日 「法務省所管事業(公証人・司法書士・土地 屋調査士)分野における障害を理由とする差 別の解消の推進に関する対応指針」について (通知)		日本公認人連合会			
(再生保護 事業)	11月30日 「障害者差別解消法に関する対応指針につ いて(通知)		各再生保護事業者(所管庁経由)及び 所管庁			

	(1) 事務連絡・通知等			(2) 説明会等		
	発出年月日 年 月 日	名称 [について]メール通知)	対象 [周知]障害者差別解消法 対応指針の策定	開催年月日 年 月 日	名称 一般社団法人共済組合連盟	内添 文書 類
財務省	12月17日	[周知]障害者差別解消法 対応指針の策定 [について]メール通知)	一般社団法人共済組合連盟			
	平成28年 1月12日	[周知]障害者差別解消法 対応指針の事業者への周知について(メール通知)	日本たばこ産業株式会社			
	平成28年 1月13日	[周知]ご連絡]障害者差別解消法 対応指針、対応要領について(メール通知)	株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫			
	平成28年 1月13日	[周知]財務省所管事業分野における障害者を扶助する差別の解消の推進に関する対応指針について(メール通知)	公益財團法人塩・サイエンス研究所、公益財團法人ノル・サイエンス研究所、日本塩工業会、塩元売協同組合、全国輸入塩協会			
	平成28年 1月15日	財務省の対応指針について(メール通知)	輸出入・港湾関連情報処理センター			
	平成28年 1月18日	財務省の対応指針について(メール通知)	通商産業連合会			
	平成28年 1月19日	[周知]財務省の対応指針について(メール通知)	日本關稅局会・日本貿易關係手続簡易化協議会・航空貨物運送協会			
	平成28年 1月19日	[周知]障害者差別解消法 対応指針の事業者への周知について(メール通知)	全国たばこ販賣協同組合中央会、一般社団法人 日本たばこ協会			
	平成28年 1月26日	[周知]財務省所管事業分野における障害者を扶助する差別の解消の推進に関する対応指針について(メール通知)	日本特殊製法塩協会			
	11月9日	文部科学省所管事業分野における障害者を扶助する差別の解消の推進に関する対応指針について(通知)	各都道府県・指定都市障害福祉部門局 各都道府県・指定都市スポーツ部門局 (公財)日本障がい者スポーツ協会 (公財)日本レクリエーション協会 (公財)日本社会福祉協議会 (公財)日本体育施設協会 等	11月30日 (東京) 平成28年 1月13日 (大阪)	合理的配慮普及推進セミナー	都道府県・指定都市・市町村教育委員会、都道府県教育委員会担当、学級担任、私立学校担当、学級担任、大学私立法人担当、学校教職員が設置する学校の担当、教職員 対応要領、対応指針説明
文部科学省	11月9日	文部科学省所管事業分野における障害者を扶助する差別の解消の推進に関する対応指針について(通知)	(公財)日本体育協会 (公財)日本レクリエーション協会 (公財)日本体育施設協会 等	平成28年 1月22日 (大阪)	文部科学省と一般社団法人教科書協会の定期協議会	一般社団法人教科書協会 対応指針説明
	11月9日	文部科学省所管事業分野における障害者を扶助する差別の解消の推進に関する対応指針について(通知)	(公財)日本オリンピック委員会 (公財)茨城県スポーツ財團 (公財)オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 (公社)全国スポーツ推進委員連合 等			
	11月26日	文部科学省所管事業分野における障害者を扶助する差別の解消の推進に関する対応指針について(通知)	各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を含む各国立大学学長 等			
	11月26日	文部科学省所管事業分野における障害者を扶助する差別の解消の推進に関する対応指針について(周知) (事務連絡)	文部科学省認定社会通信教育実施団体(一般社団法人社会通信教育協会など77団体)、検定試験関係団体(特定非営利活動法人全国検定振興機構など23団体) 等			
	12月3日	文部科学省所管事業分野における障害者を扶助する差別の解消の推進に関する対応指針について(周知) (事務連絡)	放送大学学園			

	(1) 事務連絡・通知等		(2) 説明会等	
	拿出年月日	名称	開催年月日	名称
文部科学省 ※右の分類 (福祉分野) みた象	12月4日	文部科学省所管事業分野における障害者理 由に対する差別の解消の推進にに関する対応指 針について(通知)(メール送付)	各都道府県厚生労働教育委員会等 各都道府県学校主幹課、専修学校を置く 各都立大学法人担当課、全国専修学 校各種学校校長連合会	
	12月22日	「障害を理由とする差別の解消の推進にに関する法律」の施行及び「文部科学省所管事業分 野における障害者理由とする差別の解消の推進にに関する対応指針」の策定について(事 務連絡)	各都道府県・中核市障害 保健福祉主幹部(局)	社会福祉法人日本介助大協会使用者の 差別解消法説明 集い2015
	11月11日	障害者差別解消法の施行に向けた障害福祉 事業者等への周知について	国立リハビリテーションセンター(計7 施設、担当課長 先立行政法人のぞみの園)	全国社会福祉協議会 障害関係団体連 絡協議会 平成21年度第1回障害連絡セミ ナー
	11月11日	障害福祉分野ガイドライン周知(情報提供)	各都道府県・指定都市・中核市保健 施設主幹部(局)	厚労省における差別 解消法の取組
	11月12日	障害者差別解消法の施行に向けた障害福祉 事業者等への周知について(事務連絡)	全国救護施設協議会	厚労省における差別 解消法に基づく指針 に係る障害者相談員等 活動について
	11月12日	障害者差別解消法の施行に向けた障害福祉 事業者等への周知について(事務連絡) (メールによる情報提供)	各厚生労働大臣認可消費生活協同組合 組合運営会	日本身体障害者団体連絡会近畿ブロック 大会 身体障害者相談員研修会 説明会
	11月12日	「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイド ライン」について(事務連絡)	各都道府県消費生活協同組合主幹 部(局)	日本身体障害ネットワーク年次大会 説明会
	11月12日	障害者差別解消法の施行に向けた消費生活 協同組合(連合会)への周知について(事務 連絡)	日本精神科協会 国立障害者リハビリテーションセン タ(計7施設)担当者及び全職員	厚労省における差別 解消法の取組
	11月16日	福祉分野ガイドライン周知(情報提供)	各都道府県介護保険主幹部(局) 長、関係事業者団体(※関係事業 者面へは都道府県あて通知を添 付してメールで周知)	公益財團法人日本障 害者スポーツ協 会 会員会 会員会
	11月19日	障害者差別解消法の施行に向けた介護保険 事業者等への周知について(福祉ガイドライ ン通知)	大阪府社会福祉事業団発達障害児者七 ミナーミー	厚労省における差別 解消法の取組
(福祉分野)	平成28年 1月14日	福社分野ガイドライン周知(情報提供)	障害福祉関係事業者団体等(9団体 (社会福祉法人、全国社会福祉協議会、 全国身体障害者施設協議会、公 益財團法人、日本知的障害者福祉論 究会、全国重複障害者福祉施設研 究会、全国身体障害者更生施 設協議会、全国就労移行支援事 業連絡協議会、社会福祉法人、全 国社会福祉協議会、特定非営利活 動法人、日本セラブセンター、特定非営利活 動法人、全国就業支援ネットワーク、 きょうざわん))	厚労省における差別 解消法の取組
(福祉分野)	平成27年度 12月17日	全社協 全国身体障害者施設協議会(意見交 換)	全社協 全国身体障害者施設協議会(意見交 換)	厚労省における差別 解消法の取組

厚生労働省 ※右の分類 は、(1)の み対象	発出年月日 (福祉分野)	(1)事務連絡・通知等		(2)説明会等	
		発送年月日 名前	内容	開催年月日 名前	対象
	平成28年 1月15日	福祉分野ガイドライン周知(情報提供)	障害福祉関係事業者団体(2団体 (相談支援全国連絡協議会、特定非 営利活動法人 日本相談支援専門員 協会))	12月7日 兵庫県家庭障害支援講座	事業者、地方公共団体、 その他団体等
	平成28年 1月18日	福祉分野ガイドライン周知(情報提供)	障害福祉関係事業者団体(4団体 (一社)日本義賛協会、(一社)日本 軍橋子シートインク協会、(福)日本 全人社会福祉施設協議会、(特定 法人)全人聴覚障害者情報提供施設協 議会))	12月18日 神戸市関係行政機関等連絡会	事業者、地方公共団体、 その他団体等
(福祉分野)	平成28年 1月19日	福祉分野ガイドライン周知(情報提供)	心身障害専門会 医療福祉関係事業者団体等(7団体 (日本看護協会、日本精神科看護協 会、日本精神保健福祉事業者連 合、日本精神保健福祉士協会、全 国精神障害者地域生活支援協議会 (有)日本精神保健福祉事業者連 合(日精連)、全国精神障害者社会 福祉事業者ネットワーク))	12月18日 発達障害患者支援フォーラム	事業者、地方公共団体、 その他団体等
(福祉分野)	平成28年 1月27日	福祉分野ガイドライン周知(情報提供)	障害福祉関係事業者団体(6団体 (公益社団法人 日本国童症心身障害 福祉協会、全国肢体不自由児支援 連絡協議会、全国重症心身障害日 常活動支援協議会、全国育ろう母 親連絡協議会、全国児童発達支援 協議会、全国児童発達支援施 設連絡協議会))	12月19日 発達障害者支援センター近畿ブロック研 修会	事業者、地方公共団体、 その他団体等
(医療分野)	平成28年 1月19日	福祉分野ガイドライン周知(情報提供)	都道府県・指定都市・中核市児童福 祉担当部局 社会的養護福祉関係団体、婦人保護施 設関係団体 母子寡婦福祉関係団体	12月20日 東京都発達障害医療従事者向け講習会	事業者、地方公共団体、 その他団体等
(医療分野)	平成28年 1月27日	福祉分野ガイドライン周知(事務連絡)	都道府県・指定都市・中核市児童福 祉担当部局 社会的養護福祉関係団体、婦人保護施 設関係団体 母子寡婦福祉関係団体	平成28年 1月14日 国立障害者リハビリテーションセンター施 設長会議	厚生労働省対応要 領、福祉分野ガイドラ イン周知
(医療分野)	平成28年 1月14日	障害者差別解消法の施行に向けた医療関 係事業者等への周知について(医政局総務課 長 医療・生活衛生局総務課課長 運名通知)	地方公共団体(都道府県、保健所設 置市、特別区)	平成28年 1月20日 全国厚生労働関係部局長会議	都道府県・指定都市、中 核市
(医療分野)	平成28年 1月14日	障害者差別解消法の施行に向けた医療関 係事業者等への周知について(医政局総務課 事務連絡)	医療関係団体(日本医師会など 60団体)	平成28年 1月30日 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会 福 祉医療・老人成年委員会全国会議	差別解消法周知・医 療力ガイドライン周知
(医療分野)	平成28年 1月15日	障害者差別解消法の施行に向けた医療関 係事業者等への周知について(事務連絡)	薬局関係事業者団体(4団体(日本 薬剤師会、日本薬局総会、日本保 険薬局協会、日本チエーンドラッグス ア殿堂会))		学会所属医師等
(医療分野)	平成28年 1月15日	障害者差別解消法の施行に向けた医療関 係事業者等への周知について(公財) 日本医療福祉生活協同組合連合 会、日本高齢者生活協同組合連合 会、各都道府県 消費生活協同組合 主官部(局)	日本医療福祉生活協同組合連合 会、各都道府県 消費生活協同組合 主官部(局)		
(医療分野)	平成28年 1月18日	障害者差別解消法について(事務連絡) ガイドライン	国公私立大学附属病院 文部科学省を通じて通知		
(衛生分野)	11月17日	障害者差別解消法に関する対応指針の公表 (課長通知)<衛生事業者向け>	都道府県水道行政担当部局、厚 生労働大臣認可水道用水供給事業者 都道府県政令市・特別区衛生主管部 局、各生活衛生同業組合連合会、 (公財)全国生活衛生営業指導セ ンタ		
(衛生分野)	12月2日	障害者差別解消法の施行について(通知)<衛生事業者 向け>	都道府県水道行政担当部局、厚 生労働大臣認可水道用水供給事業者		

	(1) 事務連絡・通知等		(2) 説明会等	
	発出年月日	名称	開催年月日	名称
厚生労働省 ※右の分類 は、(1)の み対象	12月3日	「障害者差別解消法の施行に向けた社会保 険労務士が行う事業者向けガイドライン 監督課長及び年金局事業企画課長連携」 について(情報提供)	全国社会保障労務士会連合会	
その他	12月3日	「経済産業省所管事業分野における障害者 に対する差別の解消に関するお応援指南」 について(情報提供)(事務連絡)	各厚生労働大臣認可消費生活協同組会(連合会)	
その他	12月3日	障害者差別解消法の施行に向けた消費生活 各都道府県消費生活協同組会主管 組会(連合会)への追加周知について 部(局)	各都道府県消費生活協同組会主管 部(局)	
その他	12月25日	ウェブサイト「合理的配慮サーチ」について (情報提供)	各厚生労働大臣認可消費生活協同組会主管 部(局)	
農林水産省	12月7日	業界団体への官報告示のお知らせ	スーパーマーケット及び外食関係の 団体	
	12月7日	各地方農政局の「農業分野における障害者 ネットワーク会員		
経済産業省	11月24日	経済産業省の対応指針について (事務連絡・パンフレット添付)	所管業界団体306団体あて	
	11月11日	事業者団体(日本自動車整備振興会連合会 等)へのメールによる周知	自動車整備事業者 ※事業者団体を通じて事業者へ ※事業者はHP及び会報誌へ掲載し会 員に向け周知。	ユニバーサルドライバー研修講師養成 講座(全国ハイヤー、タクシー運 送会員による周知)
	11月11日	事業者団体(日本建築士会連合会、日本建築家協会 等)への周知依頼	建築設計事務者 ※事業者団体を通じて会員事業者へ 文書による周知。	パリアリーワークショップ「交通機関に おける差別解消法の施行に向けて」(エコ モ財団)
	11月12日	事業者団体(全国空港ビル協会)に周知依頼 による周知	空港ターミナル事業者 ※事業者団体を通じて事業者へ文書	12月10日 鉄道事業者説明会(日本地下鉄協会) 法律の概要、対応指 針について
国土交通省	11月13日	事業者団体(日本バス協会、全国タクシー タクシー連合会、全国個人タクシー協会、全 国福井輸送サービス協会、公営交通事業者 連合会、全国レンタカー協会、全国運輸 代理協会、日本自動車運行振興機構)への周知依 頼	バス・タクシー等事業者。 ※事業者団体を通じて事業者へ文書 による周知。	12月17日 鉄道事業者説明会(日本地下鉄協会) 法律の概要、対応指 針について
	11月13日	事業者団体(日本航客船協会)への周知依 頼	外航客船事業者 ※事業者団体を通じて会員事業者 へ文書による周知	27年12月～ 28年1月 障害者差別解消法の施行に 向けて(国交省総政局)
	11月16日	文書による周知	各旅客鉄道会社及び貨物鉄道会社 (JR各社)※JR以外の各鉄道事業者 は地方運輸局を通じ ※事業者団体を通じて会員事業者へ 文書による周知	平成28年 1月19日 障害者差別解消法の施行に 向けて(国交 省総政局)
	11月16日	事業者団体(日本民営鉄道協会、日本地下 鉄協会、日本公営交通事業協会、日本鋼索 交通協会、日本モバール協会)への周知依 頼	上記以外の鉄道事業者 ※事業者団体を通じて会員事業者へ 文書による周知	

事務連絡・通知等	発出年月日 名称	(1) 事業者団体(日本旅客船協会、日本長距離フェリー協会)への周知依頼			対象 内 容	開催年月日 名 称	内 容	対象
		事業者団体(日本旅客船協会、日本長距離フェリー協会)への周知依頼	事業者団体(全国宅地建物取引業協会連合会、全日本不動産協会、不動産協会、全国住宅産業協会、マンション管理業協会、日本賃貸住宅管理協会、日本ビルディング協会連合会)への周知依頼	航空事業者(全日本航空事業連合会、定期航空協会、全国地域航空システム推進協議会)への周知依頼。				
国土交通省	11月16日	事業者団体(日本旅客船協会、日本長距離フェリー協会)への周知依頼	事業者団体(全国宅地建物取引業協会連合会、全日本不動産協会、不動産協会、全国住宅産業協会、マンション管理業協会、日本賃貸住宅管理協会、日本ビルディング協会連合会)への周知依頼	航空事業者(全日本航空事業連合会、定期航空協会、全国地域航空システム推進協議会)への周知依頼。	国内旅客事業者※事業者団体を通じて会員事業者へ文書による周知			
	11月17日				不動産事業者※事業者団体を通じて事業者へ文書による周知			
	12月16日	航空協会、全国地域航空システム推進協議会への周知依頼。			航空事業者※事業者団体を通じて加盟事業社へ文書による通知。			
	12月16日	航空局から各社あてに文書により通知			上記団体等に加盟していない本邦航空会社(SKY、APJ、JJP、VNL、SIA、WAJ)、及び、外国航空会社(7社)			
	平成28年1月15日	【環境省】障害者差別解消法に基づく対応指針等の周知について(電子メール)(※動物取扱業関係)			(公財)日本動物愛護協会 (公社)日本動物福祉協会 (公社)日本愛玩動物協会 (公社)日本獣医師会 (公社)日本ペット協会 (公社)日本動物病院協会 (公社)日本動物園水族館協会			
	平成28年1月15日	【環境省】障害者差別解消法に基づく対応指針等の周知について(電子メール)(※廃棄物処理業、浄化槽業関係)			(一社)全国清掃事業連合会 (一社)日本環境保全協会 (公社)日本ベストコントロール協会 (公社)全国淨化槽団体連合会 (公財)日本環境整備教育センター			
環境省								

各主務大臣における対応指針の周知予定(平成28年1月時点)

(1)事務連絡・通知等				(2)説明会等			
発出年月日	名称	対象	開催年月日	名称	内容	場所	対象
国家公安委員会／警察庁 (債権管理 回収業等)	2月上旬 「かいいけつサポート運営」(法務省所管課 において認証紛争解決事業者向けに実 行している情報発信紙) ※所管課鋭出の平成27年11月30日付け 通知をアーフォロードするもの。	関係事業者団体等	2月22日 一般社団法人全国サービス研修会 会第24回コンプライアンス研修会	障害者差別解消指針の施行に向 けた態勢構築について	JA共済ビル 債権回収会社		
		認証紛争解決事業者			行政説明の一つとし て、法務省所管事 業(更生保護事業) 分野における障害を 理由とする差別の 解消の推進に関する 方針・説明 予定	アルカディア 市ヶ谷	全国の更生保護 施設の役職員
法務省 (更生保護 事業)	2月中下旬 「財務省所管事業における障害を理由と する差別の解消の推進に関する対応指 針」について(通知)	関係事業者団体等	2月4, 5日 更生保護施設経営研究会				
国税庁	文部科学省、スポーツ庁、文化庁におけ る障害を理由とする差別の解消の推進 に関する対応要領について(事務連絡)	各都道府県・指定都 市教育委員会教育 長、各都道府県知 事科、附屬学校を置く各 国立大学法人文長 等		2月1日 (予定) 発達障害者支援関係者報告会	発達障害の可能性 のある児童生徒等 に対する支援事業 等に関する報告会	未定	各都道府県教育 委員会特別支 援 各委員会主管課 教委員会特別支 援 各委員会主管課 教
文部科学省 厚生労働省 ※右の分類 は、(1)のみ (衛生分野)	1月下旬 3月中 衛生事業者むけガイドライン(再開知 (メール))	各都道府県・指定都 市教育委員会教育 長、各都道府県知 事科、附屬学校を置く各 国立大学法人文長 等	2月26日 全国医政関係主管課長会議	医療分野ガイド ライン(周知)	厚生労働省内 医政関係主管課 長	厚生労働省内 医政関係主管課 長	各都道府県等の医 政関係主管課 長
(衛生分野)	3月中 障害者差別解消法の施行について(事務連絡)	都道府県・政令市・特別 市衛生主管部局 各衛生同業組合 連合会(公財) 全国生活衛生 營業指導センター		障害保健福祉関係主管課長会議 (周知)	厚生労働省2 階講堂	厚生労働省2 階講堂	都道府県・指定都 市中核市障害保 健福祉担当部局
その他	3月中 「金融庁所管事業分野における障害を 理由とする差別の解消に関する対応指 針」について(情報提供)(事務連絡)	都道府県行政担 当部局 厚生労働大臣認可水 道事業者 厚生労働大臣認可水 道用水供給事業者	3月初旬 3月社会・擁護局関係主管課長会議	信託分野ガイド ライ ン(周知)	厚生労働省2 階講堂	厚生労働省2 階講堂	各都道府県・指 定都 市中核市障 害保 健福 祉 社 主 金 管 理
その他	2月中 障害者差別解消法の施行による追加周知に ついて(連合会)	各厚生労働大臣認可 水道事業者 各消費生活協同組合 (連合会)		信託分野ガイド ライ ン(周知)(連 布資料に 記載予定)	未定		
	2月中 生活協同組合(連合会)への追加周知に ついて	各都道府県消費生活 協同組合主管部(局)					

※1年については特段の記載がなければ平成28年

(1) 事務連絡・通知等			(2) 説明会等				
発出年月日	名称	対象	開催年月日	名称	内容	場所	対象
国土交通省			2月23日	ユニバーサル・コミュニケーションズvol4(日本ケアフィット教育機構)	法律の概要、対応指針及び国交省のパリアリー施策について	日本ケアフィット教育機構 東京センター	公共交通事業者等
			2月23日	障害者差別解消法で広がる世界～もっと旅行を楽しむためのユニバーサルモビリティ～((株)TB総合研究所)	法律の概要、対応指針について	横浜市障害者スポーツ文化センター・ラボール	旅行業者等
			3月17日	「障害者差別解消法」現場に求められること(産業能率大学)	法律の概要、対応指針について	産業能率大学 総合研究所	公共交通事業者、販賣店事業者等
			1~3月	旅行業界における障害者差別解消法への対応について(日本旅行業協会・全国旅行業協会)	法律の概要、対応指針について	東京、大阪、名古屋、福岡、仙台、広島、那覇	旅行業者(協会会員)